

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて
(通級指導教室)



佐賀市教育委員会学校教育課

ここでは、通級指導教室の紹介と利用について説明します。

通級指導教室

- ・言語通級指導教室（ことばの通級）※小学校のみ
- ・LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）

通級指導教室

学習面や生活面で**特定の教育ニーズのある**
通常の学級に在籍する児童生徒の支援を行う

言語通級指導教室
(ことばの通級)

- ・勸興小学校
- ・高木瀬小学校
- ・東与賀小学校

LD/ADHD等
通級指導教室
(まなびの通級)

- ・勸興小学校
- ・春日小学校
- ・高木瀬小学校
- ・成章中学校
- ・城南中学校
- ・北川副小学校
- ・鍋島小学校
- ・兵庫小学校・神野小学校
- ・大和中学校
- ・鍋島中学校

※設置校は、令和8年4月現在

- 週に1～2時間程度
- 通級指導教室設置校に通って指導を受ける
(保護者が送迎。中学生は自転車でも可)

通級指導教室は、学習面や生活面で特定の教育的ニーズのある、通常の学級に在籍する子どもを対象に支援を行う教室のことです。

通級指導教室には、言語通級指導教室（ことばの通級）と、LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）の2種類があります。

通級する子どもは、通級指導教室が設置されている学校に通って、週に1～2時間程度の指導を受けることになります。

なお、言語通級指導教室（ことばの通級）は小学校のみ設置となります。

通級指導教室(まなび)

LD/ADHD等
通級指導教室
(まなびの通級)

- ・注意を集中するのが難しい
- ・人の話を聞くのが難しい
- ・順番を待つのが難しい
- ・授業中、席を離れてしまう



- ◎感情や行動をコントロールできるように学習
- ◎見通しをもった行動ができるように学習
- ◎得意なことを伸ばし、苦手なところを克服

※事前の知能検査と医師の診断書(学校実施のチェックシートも可)が必要です。

まなびの通級指導教室は、主としてLD、ADHD、自閉症の診断をもつ子どもたちを対象とした教室です。障害の特性を配慮して、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの困難さへの対応を行います。

まなびの通級指導教室を利用するためには、事前に知能検査と医師による診断書(または学校で実施したチェックシート)が必要となります。

通級指導教室(まなび)

☆手をつかう学習



- ・アイロンビーズ、工作、おりがみ、実験、ドキドキゲーム など

☆からだを使う学習

- ・ルールを守りながら楽しく体を動かします



プレイルーム

大きなボール



卓球(たつきゅう)



工作やおりがみなどの手を使う学習。

そして、ルールを守りながら楽しく運動する、からだを使う学習です。

通級指導教室の利用開始までのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》



《通級生徒の決定》

佐賀市教育委員会が、それぞれの通級指導教室の利用可能人数に応じて各通級指導教室の通級生徒を決定し、生徒が在籍する中学校へ連絡



《通級指導教室利用承諾書の提出》

通級指導教室の利用が決定したら、保護者は「通級指導教室利用承諾書」を生徒が在籍する中学校へ提出



《通級指導教室の利用開始》

通級指導教室の設置校は、生徒が在籍する中学校を通して保護者へ利用開始日を連絡、通級開始

通級指導教室には、前年度から継続して利用する生徒と新規に通級を利用開始する生徒がいます。それぞれの通級指導教室には利用可能な人数の上限があります。そこで、第5回佐賀市教育支援委員会(12月3日)終了後に、各通級指導教室の通級生徒の人数を佐賀市教育委員会で把握した上で、次年度の通級指導教室を利用できる生徒を決定します。利用可能な人数を越える場合は、新規の生徒に1年程度待っていただく場合があります。

利用開始が決定したら、在籍小学校から連絡がありますので、通級指導教室設置校の中学校長宛てに「通級指導教室利用承諾書」を提出してください。その後、利用する曜日や時間等を通級指導教室と保護者と相談、決定していただきます。